

平成26年10月17日
省エネルギー対策課

省エネラベリング制度の表示対象機器の追加について（案）

1. 省エネラベリング制度について

(1) 小売事業者における表示制度について

平成11年4月に改正・施行したエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）において、自動車や家電等のエネルギー消費機器について、トップランナー制度（注）に基づく省エネ基準が導入された。

（注）トップランナー制度とは、製品の製造・輸入事業者に対し、3～10年程度後に、現時点で最も優れた機器の水準に技術進歩を加味した基準（トップランナー基準）を満たすことを求める制度。

また、平成18年4月に改正・施行した省エネ法において、エネルギー消費機器の小売の事業を行う者（以下「小売事業者」という。）は、エネルギー消費量との対比における機械器具の性能の表示等一般の消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めることが規定された。

これを受け、平成18年7月、総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会小売事業者表示判断基準小委員会（現・総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会小売事業者表示判断基準WG）（以下「小委員会」という。）において、以下の3つの表示内容を含む小売事業者が取り組むべきガイドラインとしての最終取りまとめ（以下「最終取りまとめ」という。）がなされた。

- ・ J I S規格により構築された「1. 省エネラベリング制度」
- ・ 当該製品が市場に供給されている機器の中でどこに位置付けられているか示す「2. 多段階評価制度」
- ・ 消費者が省エネ効果を最も実感できる使用料金等の光熱費を小売事業者において表示する「3. 目安年間エネルギー使用料金等」

最終取りまとめの内容を基に、機器毎の表示事項等について、平成18年8月に「エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（現・エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置）」（告示）（以下「告示」という。）を制定した。本告示は、エネルギー消費機器毎に小売事業者がエネルギー消費性能の表示等一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない旨

及びその具体的な内容を規定している。

(2) 省エネラベリング制度について

「1. 省エネラベリング制度」については、最終取りまとめにおいて対象となる範囲について以下のとおりとされており、このうち小売事業者が表示すべきものとして、21機器のうち現在12機器を対象としている。

【小売事業者表示制度判断基準小委員会最終とりまとめ（抜粋）】

1-2 対象となる範囲

JISC9901 電気・電子機器の省エネルギー基準達成率の算出方法（以下「JISC9901」という。）、JISS2070 ガス・石油機器の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法（以下「JISS2070」という。）及びJISA4423 電気便座の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法（以下「JISA4423」という。）に規定されている適用範囲を対象とする。ただし、中古品は除外することとする。

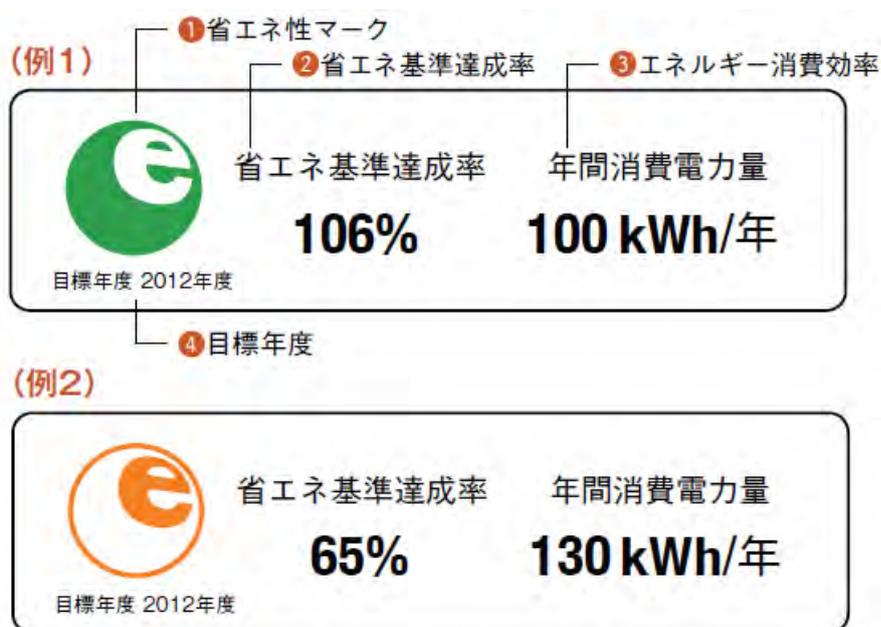


図1 省エネルギーラベルの表示例（JISC9901、JISS2070、JISA4423による）

2. 対象機器の追加

前回、平成18年6月の第5回小委員会で検討して以降にJIS規格の省エネラベリング制度の対象となったジャー炊飯器、電子レンジ、ディー・ブイ・ディー・レコーダー、ルーティング機器、スイッチング機器、電気温水機器及びエル・イー・ディー・ランプを追加することとする。

表 省エネラベリング制度の対象となる範囲の検討結果

No.	機器名	J I S規格 の省エネラ ベリング対象機器	現在の小売 事業者の表 示対象機器
1	乗用自動車	×	×
2	エアコンディショナー	○	○
3	蛍光ランプのみを主光源とする照明器具	○	○
4	テレビジョン受信機	○	○
5	複写機	×	×
6	電子計算機	○	○
7	磁気ディスク装置	○	○
8	貨物自動車	×	×
9	ビデオテープレコーダー	×	×
10	電気冷蔵庫	○	○
11	電気冷凍庫	○	○
12	ストーブ	○	○
13	ガス調理機器	○	○
14	ガス温水機器	○	○
15	石油温水機器	○	○
16	電気便座	○	○
17	自動販売機	×	×
18	変圧器	○	×
19	ジャー炊飯器	○	
20	電子レンジ	○	
21	ディー・バイ・ディー・レコーダー	○	
22	ルーティング機器	○	
23	スイッチング機器	○	
24	複合機	×	
25	プリンター	×	
26	電気温水機器	○	
27	交流電動機	○	
28	エル・イー・ディー・ランプ	○	

(注1) 表中の「○」は対象機器にあてはまることを、「×」はあてはまらないことを示す。

(注2) No. に「○」がついている機器は、今回新たに追加することとするものを示す。

(注3) JIS規格に基づく省エネルギーラベルは、品目によっては家庭用のものと業務用のものを含んでいるが、多段階制度を含む告示に定める表示制度は、省エネ法第86条に基づく一般消費者への情報提供として、エネルギー消費機器の小売の事業を行う者（小売事業者）に取組を求めるものであるため、その対象は家庭用のものに限られる。

3. 追加機器の表示事項等

ルーティング機器、スイッチング機器、電気温水機器及びエル・イー・ディー・ランプについては、告示の対象機器となっていないことから対象機器として追加し、省エネルギーラベルを表示するとともに、最終取りまとめの「1-3 省エネラベリング制度による表示」に基づき遵守事項を規定する。

ジャー炊飯器、電子レンジ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーについては、既に告示の対象機器となっていることから、それぞれの項目中の「表示事項」として省エネルギーラベルを追加するとともに、最終取りまとめの「1-3 省エネラベリング制度による表示」に基づき遵守事項を規定する。

【小売事業者表示制度判断基準小委員会最終とりまとめ（抜粋）】

1-3 省エネラベリング制度による表示

小売事業者は、JISC9901、JISS2070 及び JISA4423 に基づく省エネラベルを製品本体の近傍に表示することとする。